

災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)

最終改正:平成28年5月20日号外法律第47号

改正内容:平成28年5月20日号外法律第47号[平成28年5月20日]

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

No.	質問内容	回答
36	<p>名簿情報の提供について、災対法改正にあたって関係省庁との調整は行っているのか。例えば、警察等にこれから話を持って行った場合に、協力が得られるかどうか。</p>	<p>改正法の内容については、政府内関係省庁と協議・周知の上で進めている。 ただし、実際に警察等を避難支援等関係者に定める場合には、各自自治体においても調整の上、進めていただきたい。</p>
37	<p>自治体の個人情報保護条例に、例外規定として、個人情報保護審議会の意見を聴いた場合は本人の同意を得ることなく個人情報の外部提供を許可するといった規定がある。その場合、改めて別途条例の中で定めなくて、既存の保護条例を適用するということが問題ないか。</p>	<p>お見込みのとおり。 施行通知において、条例による特例措置(P.17)として、「名簿情報の事前提供は、本人同意を前提としているが、より積極的に避難支援を実効あるものとする等の観点から、自治体が条例で特に定める場合については、同意を要しないこととした。 このような特例措置としては、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合についても、本項にいう「条例に特別の定めがある場合」に該当することとしている。</p>
38	<p>災害時要援護者名簿(避難支援の必要のない人も含む・同意していない人も含む)を避難行動要支援者名簿とみなし、平常時から外部(自治会等)に提供していいか。 (本市では、個人情報保護審査会で了承を得ており、地域防災計画では、災害時要援護者名簿としている。)</p>	<p>名簿情報の平常時からの避難支援等関係者への提供は、避難行動要支援者本人の同意を前提としている。ただし、市町村の条例において、外部提供について特別の定めがある場合や、「個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合は、必ずしも本人の同意を要しない場合もある。よって、質問にあるように、個人情報保護審査会で了承を得て、公益上必要があると認められる場合は、外部提供することは可能である。ただし、名簿情報の外部への提供は、「地域防災計画の定めるところにより」、行う必要があるで、そのような場合であっても、「名簿情報の提供先及び方法」について、地域防災計画に具体的に定めることが必要となる。</p>
39	<p>避難支援者の安全確保は難しいとのことであった。地域防災計画の中で義務付けされているが、書き方によっては避難支援しないように受け取られる。具体的にどの程度まで書いたら良いか、文案があったら例示して頂きたい。</p>	<p>本事例集でも川崎市(p.9)や宮古市(p.29)を記載しているところであり、これらも参考に各自自治体において検討いただきたい。</p>
40	<p>災対法改正に伴い、名簿作成関係で郵送やシステム関係等の経費が予想されるが、財政的措置はあるのか</p>	<p>避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費については、地方交付税措置を講ずることとしている。</p>